

ります理由としては、国庫支出金中委託金として日雇い労働者健康
保険事務費委託金として参っておりますが、五十六年度の当初予算の
編成におきまして、その際、検討した結果、委託金充当につきましては、失
業対策費に充当することが必要と判断いたしました。五十六年度当初
予算は、失業対策費に国庫支出金を充当いたしました。したがって、
予算審議中、五十五年度におきましては労働費に財源充当してお
りますので、統一的見解から、このたびの補正が必要とございますので、ここで、
この機会におきまして労働費に充当いたしてあつたものを、この際、失業対
策費に組みかえ措置を行いたいという事で、御了承願いたいと思いま
す。したがって、この失業対策費と労働費の国庫支出金の充当額は
一万六千円が片方が減額、片方が増額になってゐる。そのような措置をと
ると、統一的見解をとりましたので、よろしく御理解願いたいと思ひます。
なお、三ページにお戻り願いたいと思ひます。
次の農林水産業費の八千円、それから商工費の六千円につきまして、
この補正は期末勤勉手当の一律の追加補正でございます。

次に四ページをお開きいただきます。

次に土木費につきまして御説明申し上げます。

まず補正額は四億九千三百九十二万八千円でありまして、この補正額の
主たるものは、予算当初におきましても触れたわけですが、御案内
のとおり、繰上事業であります西住宅地区周辺排水路事業費が四
億七千三百八十六万八千円と、そのほか下水道事業会計繰出金二千
万円、残り六万円につきましては土木に係る職員の期末勤勉手
当の一律の追加分となっております。

次に教育費の二十二万四千円の追加補正であります。いずれも全項
目にあたります。補正は、期末勤勉手当の一律の追加分の補正と相つ
ついております。

次に、諸支出金につきましては二億五百万円の追加補正であります。こ
れは内容といたしましては今後の財政運営の円滑化を図るための措
置として、今後大きく財源を必要といたします。仮称第八小学校建設
基金に積み立てをして対処していただく方針であります。その額を加えますと

基金の総額が六億九千四百五十八万五千五百四十五円と相なります。さらに五十六年度の御議決いただいております額を加えますと、八小の基金としては八億三千三百四十一万五千四百五十五円と相なる予定でございます。なお、今回の積み立ての金利等は入っております。

次に予備費でございますが、予備費の九千四百二十万円を減額いたしました。四千九百九十四万五千円としようとするもので、歳出合計、補正前の額が九千四億七千八百七十四万五千円に六億九千八百七十四万六千円を追加いたしました。百一億七千七百四十五万一千円と相なります。

次に、五ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどの補正によりまして、ここに事業関係におきまして、時期的な問題がございすので、これを繰越明許で実施したいということで、ここに追加いたしました。土木費の都市計画費、西住宅地区周辺排水路整備事業、先ほどの事業費四億七千三百八十六万八千円を繰越明許といたしたいというふうに考えてございます。

それから次の第三表の債務負担行為につきましては、同じく西住宅地

区周辺排水路整備事業（シールド部）（二）でございますが、先ほどの繰越明許と同一事業でございますが、関連事業がございすので、これを五十七年度に予定して実施いたしますので、これを三億九千三百六十四万七千円を債務負担行為として同時に工事に着手したいというふうに予算算でございます。

はなはだ雑駁な説明でございますが、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番（関 米吉君） 一つだけお聞きしたいんですが、五ページの繰越明許費については理解できるんです。

しかし、第三表の債務負担行為が五十五年度から、五十六年度を飛び越して五十七年度の債務負担行為ということの理由がらうと私として理解できないわけなんです。この事情はどうかということなのでしょうか。その辺に對して明快にひとつ説明していただきたいと思います。

○建設部長(内田和雄君) 自席で答へていただきます。

ただいまの債務負担行為でございますが、本来なら五十六年度の工事として計画をしていたわけでございますが、それが五十五年度に繰り上げになつてきたというわけで、では次年度はと申しますと、また五十七年度の事業になつてくるわけでございます。総額におきまして八億六千七百五十万円になるわけでございますが、五十五年度分につきまして四億七千三百余万円を計上いたしました。当初予算では五億円以上の計画でございました。

それで、工事をする場所でございますが、当初は民地を借りて立坑を掘りましてそこから掘り出さうということにございましたが、これがいろいろの関係で借りられなくなりました。基地の中の用地を借りるということになつて、それで、これはちやうど国道を拡張しておりますが、その部分で十メートルから十二メートルぐらい拡張されるわけですが、そこに立坑を掘つていきなると、こういうことになりました。大体、工事にかかれるのが、いま、いろいろ米軍、それから防衛施設庁の方で国道部合になる部分を撤去をして

おります。そういうことで建物は壊れたんでございますが、あと高圧線がまだ現在残つておまして、大体六月ごろには高圧線も撤去できるといふことになりました。そうしますと六月から七月に工事がかけられる、こういうことになりました。その四億円がビルドでございますと大体三月いっぱいにかつてくるというこの計算でございます。

それで五十五年度の、今度は当然五十六年度分というのがあるわけで出てくるといふことなんです。そういうわけで、いまの現状では七月からの工事がかけられるので、実質的には五十五年度を繰り上げにやつていますけれども、その年としては五十六年のいっぱいまでかかってくるということにございます。それで、それ以後のものが五十七年度分ということに現在計画しているわけでございます。

そういうことで、一年飛ぶような形にはなりますが、次の計画としては五十七年度分で残りの三億九千三百六十四万七千円、これを継続的にやつていくというふうなことで債務負担行為の期限を五十七年とつけていたわけでございます。

○二十三番(関 米吉君)

どうも、さっぱりわかりません。

要するに、こういうことじゃないか。いわゆる、国も資金運用上、こういうことにならざるを得ないんだという形の説明を言いたいんだろうと思うんだけど、要するに債務負担行為というこれになれば、国の予算の状況がどうであろうと、補助が来ようが来まいが一般財源をもつても債務負担行為を認めるということ、これは払わなければいけなくなってしまうわけでしょう。国の方の補助の関係でもってというふうなことは、この際もうべきじゃないかと私は思っています。

ですから、本来的にも、いま部長が言われたように、これを五十六年度の予算に組んで、五十七年度に繰越明許というふうな形でいかないと、これでは何とかこの度も全体に対して継続費というふうな形にとられるわけです。そういうことになりませんか。五十五年、五十六年、五十七年、一つの契約を大きく結んでおいて、それで五十五年度の事業、五十六年度には繰越明許、五十七年度には債務負担行為としてやっていくというふうな形なんでしょう。こういう点はどうか。財政運営上、正しいやり方なんでしょうか。

異例なやり方なんでしょうか。その点をひとつ専門的に一言言ってみようかと思ひます。

○建設部長(内田和雄君) ちよと私の言葉が不適当で足らなかつたようですが、五十七年度までの債務負担行為の工事というものがシルド工法でございまして、途中で切るといふことがなかなかできない、ということか工事の中であるわけです。そういうことで、工事としてはやはり継続的にやっていくということになりまして、そこで債務負担行為が必要になつてきた、ということ、でございします。

○議長(小林菊三君) 暫時休憩いたします。

午後一時四十一分 休憩

午後一時四十六分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長(生子国利君) 先ほどの御質問に対する御答弁を申し上げますが、建設部長の方から一応概要は申し上げたんですが、手続上の問題でこの予算上の措置につきまして、確かに五十五年度で繰越明許を行ひまして、五十六年の六月ごろにこれは契約になるわけです。その

五十六年度の六月ごろの契約の際には五十七年度にかかわる工事まで一括でこれを契約いたします。

そういう関係で、先ほど申しましたとおり、五十六年度は繰り越しをしなけれども、やはり時期的には三月までかかると、したがって引き続き五十七年の四月から契約した場合が一括に行われるというふうな関係で、五十六年度の契約時におきます工事の内容からして債務負担行為をここで一括に行わなければ入札ができないというふうな関係で債務負担行為を行うわけですが、ただ、ここで、それならば五十六年度を飛んで五十七年の債務負担行為というのはおかしいんじゃないかという解釈をなされるわけですが、いま申し上げたとおり、継続費でやるということもこれはできない。したがって、最終的には債務負担行為以外には方法がないわけであります。

これは特に、こういう例は少ないと思いますが、今回、法的には問題はないと思いますけれども、ちよつと疑問が、疑問というか見解が、どうも、五十六年度を飛び越えたいような数字になりますけれども、法的には何ら問題は少ないと思いますけれども、特殊な予算の措置というふうに御

理解願いたいと思います。

なお、それからちよつと言つておきますけれども、五十六年度の当初予算にはこの金額が載っていないわけですから、そういう点も一応お含みお願いたしたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○十二番(松山 清君) 一つ、二つ、お聞きしたいんですが、一つはやはり債務負担行為の点で説明があったんですが、言わんとしていることは、手続的には、あからないことはないわけですが、言わんとしていることは、手続四億七千三百八十六万八千円全部繰越明許をやるわけですが、それと、五十六年度のそれは繰越明許以外の予算というのはいくらか、どうか。それから、ちよつとお聞かせ願いたいと思います。

それから、地方交付税の特別交付税二億四千七十七万七千円。予算委員会の中でも、あくらい来るだろうというふうな話は質疑の中で言っ

るわけですが、一体全体、では五十五年度の特別交付税二億九千七十七万四千円というのを確定したわけですが、予算に出してあるんだから確定したんでしょうけれども、一体、何月何日に来たのか。何をもって、来た時期に、では、それらの市当局は確定だというふうに判断しているのか。この点をひとつお聞きしたいと思います。

それから、その下の土木費負担金、昨年と同じ質問でお聞きしてあるんですが、結局、この五十六年度当初に付しても事業を確定しておいて年度を繰り上げるために補正第八号を出したわけですね。本来でいえば、この土木費負担金に、さういふ説明がありましたけれども、羽村、瑞穂合が本当はここに入ってくるはずなんです。これが実際には他市町村とそんなことをいつまでもやっている暇はないと思うんですが、結局、過年度収入という事で五十六年度の補正第一号に入ってくるわけですが、さういふ羽村、瑞穂合を入れるのなんだ予算書上で違うだけなのか、どうなのか。実質的に、では、昨年度も同じ措置をやったんですけれども、さういふ予算書……、本来は、今回もここに入ってくるわけなら

ないんじゃないかと、過年度収入で五十六年度に入ってくるわけだから、それは単なる予算書上の書き方の問題なのか、何なのか。実際に入ってくるお金もずれることがあるのか、どうか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○建設部長（内田和雄君） 一点目の問題でございますが、四億七千三百八十六万八千円、これ以外に五十六年度の工事がなにかと、ということだと思いますが、シールドでござりますので日進何メートルということを進んでいくわけですが、ある程度、出水、それから国鉄の問題とか、下を通りますのでそれらの問題がありますので、安全は見つて設計をしているわけでございますが、現状、先ほど申し上げましたように、契約が六月か七月になると思いますが、さうしますと大体これで三月いっぱいになるということになります。

ただ、また水等が出なくて多少でも早くなるかどうか、その辺はあろうかと思いますが、現状では、計画では四億七千三百八十六万八千円の額で五十六年度の繰越明許をしていたんだもので大体終わる人ではないかというふうに思っております。

○企画財政部長（生子国利君）

地方交付税の決定日はいつかということでは

ございますが、決定は三月十三日でございます。

それで連絡の文書が、

いつもおくれるわけですが、連絡がありましたのは十四日、したがって、特別委員会の際に担当課長が一応申し上げたと思います。十六日に発表しましたと思いますが、文書のちは十三日付で、十四日に着手しております。

それから、もう一点、羽村、それから瑞穂からの負担金でございますが、これは五十六年度の過年度収入になっておりますけれども、やはり事業面との関連からいいますと、大体そう大きな歳入の時期はかわらないんじゃないかというふうに考えております。

○十二番（松山 清君）

それでは、もう一度お聞きしたいんですが、西住宅地区周辺排水路敷正備事業につきましては、五十四年度も同じような措置をやったわけですが、そうしますと、たとえば五十七年度で三億九千三百六十四万七千円の債務負担行為をやっておりますけれども、また、ちやうど一年後のちやうどあたり、三月末に来てこれは同じようなことがあり得るわけだと思ふんです。すでに一回、二回もやっておりますからまた来年度

もおそらく可能性としては今回みたいな措置になる可能性の方がむしろ大きいと見なさなければいけないと思ふんです。そうすると、全く、仕事をやる方とは言いませんけれども、やるにしてもこういうふうにお金が来るからいふんだというだけでは済まされない問題だと思ふんです。当初予算を審議して、減額ののために一応補正予算を審議しなけりやないという形になつてしまふわけですよ。

そういう点で、市としての、自治体としての自主性なんというのは全くなくなつてしまつてゐるわけですよ。金が残ったから使え、それは使いますという事で、もう事務的な、国々へ予算書出せば済むかもしれないけれども、自治体の問題としては、いさゝか考えていかなければならない問題だらうと思ふんです。

そういう点で、もう一度お聞きしたいのは、来年度もそういう可能性は大いにあるというふうに、市当局としては考えておられるのか、どうか。その点、だけお聞かせ願いたいと思います。

○建設部長（内田和雄君）

私も、そういう大きい工事でございますので、

やはり国において当然予算もあるわけですが、そういう点を、確かに事務的に繁雑です、実際に大変だと思えます。

しかし、国においてもいろいろ財政面の問題で苦慮されて特別のいろいろの計らいで一年さきに財源をつけていくというふうなことで積極的に本事業をやっていく上に協力をしていたらいいというふうに、私は解釈しております。また、そういう点ではこういう仕事は一日も早く完成するように、こういう措置によりましてできていくんではないかというふうに思っております。

来年度におきまして、また、これからも自治体等でもいろいろ防衛庁に對しまして陳情等をお願いすることがあると思えますが、この財源確保が第一でございしますので、できるだけ、やはり事務的には繁雑になろうかと思えますが、ぜひ、これからの財源確保をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○十二番(松山 清君) それでは、最後に一点だけ。

財源確保が第一である、そういうお考えであるというところはわかるわけですが、そうしますと、実際上はこういうことなんでしょうか。

たとえば五十五年度にこれを措置しても結局五十六年度末までギリギリかかってしまうわけですね。そうしますと、こういうことになってしまふ。たとえば、こういうことをやらないうで、これはたまたま国の防衛庁が金も余りませんが、それが余らずに五十六年度予算でやると、そうすればその五十六年度の予算でやった工事というのは大幅におくれるというふうに考へていらっしゃるわけですか。(それは違ふ)と呼ぶ者あり) その点だけひとつお願いいたします。

○建設部長(内田和雄君) 財源確保の時期の問題になろうかと思うんですが、先ほど申し上げましたように、われわれとしては一日も早くこういう大きな仕事ですので完成をしていかなければいけない、一つの願望でございまして、そういう点で防衛庁に對して補助金の支出をお願いしているわけでございます。

ただいまの問題は、五十六年度予算の場合には全面的におくれていくんではないかというふうなお話だと思えますが、当然五十六年度の予算の配当と申しますが、事務的にはそれは多少はおくれるとは思いますが、

なかなか四億、五億という金になりますと、国の負担とはいえ、なかなか財源確保が大変のようでございます。

そういう意味から申し上げますと、やはり私どもは財源確保が前提でございまして、五十六年度の予算で交付していただいたときにはいつごろになるかとこのことは、いま、ちよとここではわかりませんが、できるだけ財源を一日も早く確定していただいて、仕事が進んでいくようにということでお願いをしているわけですから。今後とも、このような形で財源確保のためにもまたお願いをしていくつもりでございします。

工事の五十六年度の予算の配合の場合には、工事が全面的に遅くなるのかという問題については、その時期もございまして、現実にはどうなるかということは、ちよと申し上げられませんが。

○議長（小林菊三君）

以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君）

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することと御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

御異議なしと認めます。

よって議案第二十九号

は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（小林菊三君）

二時十五分まで休憩いたします。

午後二時 二分

休憩

午後二時十六分

開議

○議長（小林菊三君）

休憩前に引続き会議を開きます。

日程第二十二議案第三十号昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 田村忠雄君登壇)

○福祉部長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので、議案第三十号 昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第五号) につきまして御説明を申し上げます。

一ページでございますが、本会計の今回の補正につきましては一般会計同様、保険係の職員八名分の期末勤勉手当の一律分の補正でございます。

二ページでございますが、総務費のうち職員手当の中の期末勤勉手当の一律分として八名分の一万六千円を補正をいたしまして、総務管理費が四千二百九十八万一千円と相なるわけでございます。

なお、予備費におきまして一万六千円を減額をいたしまして、総額では変わりございませんが、十一億一千八百六十一万八千円と相なるわけでございます。

はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、

御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終めます。

○二番(仲村清信君) 実際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十号

は、原案どおり可決いたしました。